裏面

市では、市内農業者の取組みを推進するため、次のとおり助成を行います。
活用を希望される方は、申込期限までに窓口にてお申込みください。

◇ふるさと農業応援事業

事業名	補助対象	補助率	補助対象者	実施要件等
苗木購入費助成事業 （りんご、桃、ぶどう、梨、おうとう）	苗木又は台木の購入費用 （台木・品種の指定なし） ※令和４年４月１日～令和５年３月20日までに納品又は支払いが完了するものに限る	１本当り 1/3 以内（税抜） 上限700円 60本以内	市内に住所を有する農業者	国の果樹先導的取組支援事業において補助対象とする苗木は対象外
果樹園防風 ネット張替事業	防風ネット本体及び張替に係る費用 ※ワイヤー、支柱等の付属品は対象外	1/3以内（税抜）	果樹経営面積が50ａ以上の市内に住所を有する農業者	実施する園地が果樹共済又は収入保険に加入していること ※未加入の場合は令和５年産の加入を確約が必要です
簡易トイレ整備事業	簡易トイレの購入及び設置費用	1/3以内（税抜） 上限10万円	果樹経営面積が50ａ以上、又は施設野菜経営面積が５ａ以上の市内に住所を有する農業者	果樹経営面積 50ａ以上　上限１基（1箇所） 200ａ以上　上限２基（2箇所） 施設野菜経営面積 ５ａ以上　上限１基（1箇所） 20ａ以上　上限２基（2箇所） ※過去の事業活用数も含む
作業場整備事業	農地内作業場のコンクリート舗装費用 ※舗装面積５坪以上かつ業者施工により新たに施工するものに限る	事業費又は１㎡当り10,000円のいずれかの低い額の1/3以内（税抜） 上限10万円		
かん水施設整備事業	かん水施設の部材１点の購入に係る費用	1/3以内（税抜） 上限10万円	果樹経営面積が50ａ以上の市内に住所を有する農業者	かん水施設一式分の部材は対象外

◇特産果樹産地育成・ブランド確立事業

事業メニュー	補助対象経費	補助率	補助対象者	備考
支柱の購入	桃、ぶどう、梨、おうとうの支柱の購入費（新植のみ）	1/3以内（税抜） 上限1,000円／本 60本以内	認定農業者、認定新規就農者、営農集団（３戸以上の農家の団体で規約等があるもの）	
樹棚の購入		1/3以内（税抜） 上限170千円/10ａ		
【県事業】 雨よけハウス 低コスト簡易型ハウス	桃、ぶどう、梨、おうとうの雨よけハウス、低コスト簡易型ハウス	1/3以内（税抜）		受益面積が 10ａ以上であることが要件。 （認定農業者・認定新規就農者については、10ａ以下でも対象となります。）

◎世帯に市税等の滞納がある場合は補助の対象となりません。

●申込期限

令和４年５月６日（金）

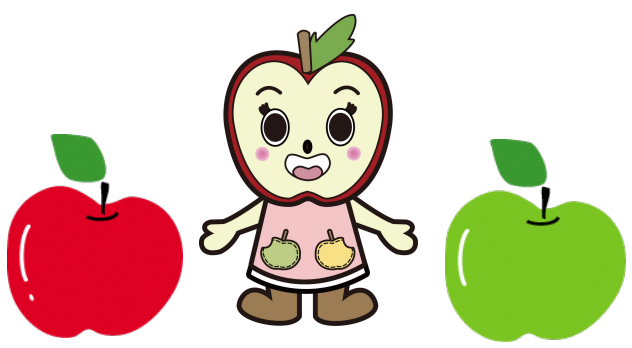

●お申込み・お問合せ先

経済部農林課生産振興係（尾上分庁舎１階）　TEL 44-1111（内線2171・2175・2176）